

# 金属アーク溶接等作業に新たな規制が加わりました

## 溶接ヒュームが特定化学物質（第2類物質）に！

金属アーク溶接等作業中に発生する溶接ヒュームに含まれる物質（マンガン）は、神経障害、肺がん等の健康障害を引き起こすおそれのあることが明らかになりました。このため、令和3年4月1日より、溶接ヒュームは、特定化学物質として特定化学物質障害予防規則（特化則）により規制されるとともに、金属アーク溶接等作業には、ばく露防止措置が義務付けられます。

### 規制対象となる金属アーク溶接等作業場

継続屋内

■金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場

屋内

■金属アーク溶接等作業を毎回異なる場所で行う屋内作業場

屋外

■金属アーク溶接等作業を行う屋外作業場

これらの作業場を有する事業場で必要な措置

- 全体換気装置による換気またはこれと同等以上の措置 継続屋内 屋内
- 令和4年3月31日までに ※溶接ヒュームの濃度測定の実施 継続屋内
- 令和4年3月31日までに ※有効な呼吸用保護具の使用 継続屋内 屋内 屋外
- 令和5年3月31日までに ※継続屋内で面体を有する呼吸用保護具を使用する場合は、1年に1回のマスクフィットテストの実施 継続屋内

※経過措置事項

ほかにも、特化則による規制として、床の清掃・作業主任者の選任・特殊健康診断の実施・安全衛生教育の実施・ぼろ等の処理・立入禁止措置・飲食喫煙の禁止・不浸透性の床の設置・運搬貯蔵時の容器等の使用等・洗浄設備の設置・休憩室の設置・有効な呼吸用保護具の備え付けが必要です。

上記の措置については、作業場の状況、呼吸用保護具の選定等、実際の作業場の状況に応じて、対応が異なる場合もございます。ご不明な点は安全管理士・衛生管理士がご説明しますので下記にお問合せください。

中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンター

TEL 06-6448-3450 E-mail kinki@jisha.or.jp

管理士不在の場合等は、ご回答に数日要する場合がございます。

溶接ヒューム濃度測定は中災防大阪労働衛生総合センターが実施しています。詳しくはこちらへ。